

## 消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議の開催について

平成 28 年 4 月 8 日  
関係府省庁申合せ  
平成 28 年 12 月 26 日一部改正  
平成 30 年 1 月 29 日一部改正  
平成 30 年 10 月 26 日一部改正  
令和 元年 8 月 6 日一部改正  
令和 3 年 4 月 16 日一部改正  
令和 3 年 11 月 18 日一部改正

- 1 消費税の軽減税率制度の円滑な運用等の観点から、令和 5 年 10 月に導入される適格請求書等保存方式について、導入のために必要となる対応や中小事業者の経営の高度化の促進に向けた必要な施策を検討するため、消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 消費者庁次長 デジタル庁国民向けサービスグループ長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官 総務省自治税務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房政策立案総括審議官

- 3 会議の庶務は、総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。